

# 陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	1897	受理年月日	令和3年11月11日
件名	福祉医療制度の拡充		
要旨	<p>京都市は2021年8月、行財政改革計画2021-2025を公表し、他都市にはない優れた制度である学童う歯対策事業（64学歯）の見直しを挙げた。これについては、国や他都市の水準を上回ることを理由に後退させるべきではない。仮に制度を見直すとしても廃止してしまうようでは、同制度をカバーすべき現在の京都市の子ども医療費支給制度では、他都市と比較しても負担が重くなってしまう。子ども医療費支給制度の入院外医療における自己負担金を中学校卒業まで無料又は200円限度にするのが、現在の府内自治体の一般的なレベルである。すぐには無理な場合であっても、せめて就学前までの入院外医療における自己負担金を200円を上限にしないと京都市がうたう子育て環境日本一とはとても言えない。財政視点からの切捨て一辺倒ではなく、市民目線で一層の改善について努力をお願いする。</p> <p>京都市を除く府内市町村では、妊娠中毒症等療養援護の制度が実施されている。京都市は2004年度から妊娠中毒症等療養援護の制度を廃止しているが、全国的に見ても実施していない自治体の方が少ないと思われる。京都市未来こどもはぐくみプランでは、子供が喜びの中で生まれ育ち、みんなが子育てに夢を持つことのできるまちを目指すとうたわれており、少なくとも早急に妊娠中毒症等療養援護の制度を復活すべきである。</p> <p>京都府保険医協会は2021年9月17日、京都府議会に対し、京都府の福祉医療制度の拡充に関する陳情書を提出し、下記3の(1)から(5)に記載した改善を陳情した。これらの制度を京都府の制度として実現できるように京都府に働き掛けることを求める。また、京都府において実現できない場合であっても、京都市において独自に制度を拡充するよう併せて求める。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行財政改革計画2021-2025で見直しに挙げられた学童う歯対策事業（64学歯）を廃止しないこと。</li> <li>2 京都府内他市町村では実施されているにもかかわらず、京都市では2004年度から廃止されている妊娠中毒症等療養援護の制度を復活すること。</li> <li>3 京都市において、以下の福祉医療制度の改善を行うこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 妊婦、産婦、じょく婦に対する福祉医療制度を新設すること。 なお、制度設計に当たっては、対象疾病は限定しない、対象期間は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、自己負担金は無料、所得制限はなし、給付方法は現物給付とすること。</li> <li>(2) 重度心身障害児(者)医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、内部機能の障害は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大すること。</li> <li>(3) 子育て支援医療助成制度の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は200円を上限とすること。すぐに無理な場合であっても就学前までの入院外医療における自己負担金について200円を上限とすること。</li> <li>(4) 2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度の法別番号54の旧実施機関番号501に該当していたが、2018年1月から制度対象外となった患者について、法別番号54と同様に一部負担金で受診できるよう福祉医療制度を新設すること。</li> <li>(5) 公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表B009診療情報提供料(I)並みの金額(2,500円)まで助成(患者へ還付)すること。</li> </ol> </li> </ol>		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		